



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*4 職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則 (人事課)

○ 告示

119 一般競争入札による落札者の決定 (総務学事課)

120 " (")

121 " (")

122 介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会推進課)

123 介護保険法による指定居宅介護支援事業者の指定 (")

124 大規模小売店舗の変更の届出 (商工振興課)

125 大規模小売店舗の新設の届出 (")

126 土地改良事業の施行協議 (農村計画課)

127 日高川土地改良区の役員の就退任 (")

128 森屋畑ほ場整備工事共同施行体営換地計画の認可申請の適否決定等 (")

129 保安林の指定の解除 (森林整備課)

130 道路の位置の指定 (都市政策課)

○ 公告

和歌山県農産物トレーサビリティマーク (果樹園芸課)

開発行為の工事の完了 (都市政策課)

○ 監査公表

監査公表第8号

監査公表第9号

監査公報第10号

監査公表第11号

規 則

和歌山県規則第 4 号

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の特例に関する条例の適用期間を定める規則 (昭和 42 年和歌山県規則第 22 号) の一部を

次のように改正する。

本則第 1 号から第 8 号までの規定中「平成 16 年 3 月 1 日」を「平成 17 年 3 月 1 日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 119 号

集中治療部支援システムの売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。) 第 11 条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成 7 年和歌山県規則第 107 号) 第 10 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札者に係る物品の名称及び数量
集中治療部支援システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立医科大学事務局管理課
和歌山市紀三井寺 811 番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成 16 年 11 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び所在地
株式会社大黒
和歌山市手平三丁目 8 番 43 号
- 5 落札金額
57,750,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 2,750,000 円)
- 6 契約の相手を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県告示第 120 号

生理検査システムの売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号)。

以下「特例政令」という。)第 11 条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年和歌山県規則第 107 号)第 10 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札者に係る物品の名称及び数量
生理検査システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立医科大学事務局管理課
和歌山市紀三井寺 811 番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成 16 年 11 月 30 日
- 4 落札者の氏名及び所在地
株式会社大黒
和歌山市手平三丁目 8 番 43 号
- 5 落札金額
41,790,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,990,000 円)
- 6 契約の相手を決めた手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 16 年 11 月 19 日

和歌山県告示第 121 号

注射薬自動払出機の売買契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成 7 年政令第 372 号。以下「特例政令」という。)第 11 条及び和歌山県の物品等又

は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成 7 年和歌山県規則第 107 号)第 10 条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 落札者に係る物品の名称及び数量
注射薬自動払出機 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県立医科大学事務局管理課
和歌山市紀三井寺 811 番地 1
- 3 落札者を決定した日
平成 16 年 12 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び所在地
株式会社クラヤ三星堂
東京都中央区八重洲二丁目 7 番 15 号
- 5 落札金額
39,375,000 円 (うち消費税及び地方消費税の額 1,875,000 円)
- 6 契約の相手を決めた手続
一般競争入札
- 7 特例政令第 6 条の公告を行った日
平成 16 年 12 月 10 日

和歌山県告示第 122 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 78 条第 1 号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	氏名 (法人の場合 にあっては、 申請者の名称)	住所 (法人の場合に あっては、主 たる事務所の 所在地)	法人の場合 にあっては、 代表者の 氏名	事業所の 名称	事業所の 所在地	サービスの 種類	指定 年月日
3070104371	有限会社訪問介護ステーションオアシス	和歌山市西庄 1086-43	徳田ミエ	グループホームオアシス	和歌山市つつしが丘 2 丁目 6-1	痴呆対応型共同生活介護	平成 17.2.1

和歌山県告示第 123 号

介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を次のとおり指定したので、

で、同法第 85 条第 1 号の規定に基づき公示する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

指定事業者番号	申請者の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類	指定年月日
3071600609	医療法人社団美咲会	有田郡金屋町吉原 522	田上紀子	指定居宅介護支援事業所オレンジの郷	有田郡金屋町吉原 522	居宅介護支援	平成 17.2.1

和歌山県告示第 124 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。)第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により、大規模小

売店舗の変更の届出があったので、法第 6 条第 3 項の規定により公告する。

法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとする者は、

「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 スーパードラッグキリン御坊店
 和歌山県御坊市湯川町財部字東新田 1053-1,1054-1,1055

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 株式会社ドラッグストアキリン 代表取締役 斉藤健一
 和歌山県御坊市藤田町吉田 537 番地 1

3 変更した(しようとする)事項
 (1) 大規模小売店舗の名称
 (変更前) スーパードラッグキリン御坊本店
 (変更後) スーパードラッグキリン御坊店

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 (変更前) 1,496 ㎡
 (変更後) 1,998 ㎡

(3) 荷さばき施設の位置及び面積
 (変更前)

位 置	面積
既存店舗東側 (縦覧図書添付図面 3 荷さばき施設①)	40 ㎡

(変更後)

位 置	面積
既存店舗東側 (縦覧図書添付図面 3 荷さばき施設①)	40 ㎡
増床店舗北側 (縦覧図書添付図面 3 荷さばき施設②)	28 ㎡
合 計	68 ㎡

(4) 廃棄物保管施設の位置及び容量
 (変更前)

位 置	容量
既存店舗東側 (縦覧図書添付図面 3 廃棄物保管施設①)	14 ㎡

(変更後)

位 置	容量
既存店舗東側 (縦覧図書添付図面 3 廃棄物保管施設①)	14 ㎡
増床店舗北側 (縦覧図書添付図面 3 廃棄物保管施設②)	3 ㎡

合 計	17 ㎡
-----	------

4 変更の(する)年月日
 3の(1)は平成16年11月11日
 3の(2)、(3)及び(4)は平成17年9月25日

5 変更の理由
 3の(1)は名称変更のため。
 3の(2)、(3)及び(4)は業態変更による店舗面積の増床ため。

6 届出年月日
 平成17年1月24日

7 届出等の縦覧場所
 和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
 日高振興局県民行政部地域行政課(和歌山県御坊市湯川町財部651)
 御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市藪350)

8 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
 縦覧期間 平成17年2月8日から平成17年6月8日まで
 時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第125号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、大規模小売店舗の新設の届出があったので、法第5条第3項の規定により公告する。

法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、「(1)氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名(2)連絡先の電話番号(3)大規模小売店舗の名称(4)この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺的生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見」を記載した意見書を、本日から4月以内に和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課に到着するように提出すること。

なお、提出された意見の概要は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 (仮称) ホームセンターコーナン箕島店
 和歌山県有田市箕島字北廣瀬 101 番 1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
 大阪府堺市鳳東町四丁 401 番地 1

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造
大阪府堺市鳳東町四丁 401 番地 1
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成 17 年 9 月 27 日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,778 ㎡
- 6 駐車場の収容台数
104 台
- 7 駐輪場の収容台数
111 台
- 8 荷さばき施設の面積
92 ㎡
- 9 廃棄物等の保管施設の容量
13.5 ㎡
- 10 開店時刻及び閉店時刻
開店時刻午前 9 時、閉店時刻午後 9 時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数
2 箇所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 7 時から午後 9 時まで
- 14 届出年月日
平成 17 年 1 月 26 日
- 15 届出等の縦覧場所
和歌山県商工労働部商工政策局商工振興課 (和歌山市小松原通一丁目 1 番地)
有田振興局県民行政部地域行政課 (和歌山県有田郡湯浅町湯浅 2355-1)
有田市産業経済部商工観光課 (和歌山県有田市箕島 50)
- 16 届出等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
縦覧期間 平成 17 年 2 月 8 日から平成 17 年 6 月 8 日まで
時間帯 午前 9 時 30 分から午後 5 時まで

和歌山県告示第 126 号

橋本市営土地改良事業 (基盤整備事業市脇地区) の施行協議については、土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により当該協議を適当と決定したので、同法第 96 条の 2 第 5 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、この

旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

1 縦覧に供する書類

- (1) 土地改良事業計画書の写し
(2) 条例の写し

2 縦覧期間

平成 17 年 2 月 9 日から平成 17 年 2 月 28 日まで

3 縦覧場所 橋本市役所掲示場

和歌山県告示第 127 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 17 項の規定により、日高川土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

1 就任した役員

職名	氏名	住所
理事	橋本一男	御坊市湯川町小松原 306 番地
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山 681 番地 1
理事	竹田啓一	御坊市湯川町財部 325 番地 3
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部 542 番地
理事	北岡俊彦	御坊市藺 147 番地
理事	田端明	日高郡美浜町大字田井 380 番地
理事	谷亘	日高郡美浜町大字和田 2993 番地
理事	塩崎葵	日高郡美浜町大字和田 225 番地
理事	狩谷健造	日高郡川辺町大字小熊 3483 番地
理事	小池秀夫	御坊市藤田町藤井 1994 番地 2
理事	阪本周次	御坊市藤田町吉田 97 番地
理事	塩路竹雄	御坊市湯川町小松原 141 番地
理事	松本清造	御坊市島 659 番地
理事	松本峰生	御坊市島 415 番地
理事	藤田泰幸	御坊市野口 1614 番地
理事	大杉健治	御坊市野口 1321 番地
理事	小森一弘	御坊市野口 856 番地
理事	塩崎昭治	御坊市湯川町財部 158 番地
理事	中本利美	御坊市島 728 番地 1
理事	林伸行	御坊市野口 163 番地

2 退任した役員

職名	氏名	住所
理事	三木正善	御坊市湯川町丸山 681 番地 1
理事	玉置貞夫	御坊市湯川町財部 492 番地 1
理事	最明睦夫	御坊市湯川町財部 542 番地
理事	北岡俊彦	御坊市藺 147 番地

- 理事 田端明 日高郡美浜町大字田井 380 番地
- 理事 谷亘 日高郡美浜町大字和田 2993 番地
- 理事 塩崎葵 日高郡美浜町大字和田 225 番地
- 理事 狩谷健造 日高郡川辺町大字小熊 3483 番地
- 理事 小池秀夫 御坊市藤田町藤井 1994 番地 2
- 理事 阪本周次 御坊市藤田町吉田 97 番地
- 理事 塩路竹雄 御坊市湯川町小松原 141 番地
- 理事 松本清造 御坊市島 659 番地
- 理事 松本峰生 御坊市島 415 番地
- 理事 藤田泰幸 御坊市野口 1614 番地
- 理事 山戸勉 御坊市野口 1210 番地 6
- 理事 小森喜代志 御坊市野口 885 番地 2
- 理事 塩崎昭治 御坊市湯川町財部 158 番地
- 理事 中本利美 御坊市島 728 番地 1
- 理事 佐竹勝毅 御坊市野口 463 番地

和歌山県告示第 128 号

森屋畑は場整備工事共同施行体営換地計画(川辺町江川区森屋畑工区)の認可申請については、土地改良法(昭和 24 年法律第 195 号)第 96 条において準用する同法第 52 条の 2 第 1 項の規定により当該申請を適当と決定したから、同法第 96 条及び同法第 52 条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定によりこの旨を公告し、当該決定に係る書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧期間 平成 17 年 2 月 9 日から平成 17 年 2 月 28 日まで
- 3 縦覧場所 川辺町役場掲示場

和歌山県告示第 129 号

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 26 条の 2 第 2 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町大字西本庄字瓜谷関 67 の 2・69・71 (以上 3 筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 農道用地とするため。

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第 130 号

建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 所 住 氏 名	指 定 年 月 日	道 路	
				幅員 メートル	延 長 メートル
2793	那賀郡桃山町大字元字妙見 955 番の一部及び町道側溝の一部	那賀郡桃山町大字元 293 番地の 1 岩崎健男	平成 17. 1. 31	6.00	33.74
				5.00	26.70
2798	那賀郡岩出町大字相谷字木ノ下 155 番 1 の一部、155 番 2 の一部、156 番の一部	那賀郡那賀町大字名手市場 1281 番地 榎本文博	平成 17. 1. 31	6.00	47.06
				6.00	34.95
				4.00	8.35

公 告

公 告

和歌山県産の農産物について、トレーサビリティに取り組んでいる農産物であることを消費者等に示す印として、下記のとおり和歌山県農産物トレーサビリティマークを定めたので公告する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

記



公 告

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 36 条第 3 項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 8 日

和歌山県知事 木村良樹

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	内容
	西牟婁郡ささみ町周参見字砂子 4454 番の一部、4455 番の一部、4459 番 1 の一部、4459 番 2、4460 番 1 の一部、4460 番 3 の一部、4460 番 6 の一部、4460 番 7 の一部、4460 番 10 の一部、4460 番 11 の一部、4464 番の一部、4464 番 1、4465 番 1 の一部、4465 番 2、4465 番 3、4465 番 4、4466 番 1 の一部、4466 番 2 の一部、4467 番の一部、水路

許可を受けた者の 住所及び氏名	西牟婁郡すさみ町周参見4089番地 すさみ町長 桂功
--------------------	-------------------------------

監査公表

和歌山県監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項及び第7項の規定により、平成16年12月17日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年2月8日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
和歌山県立新宮高等技術専門校	平成16年12月17日
和歌山県立串本高等学校	"
和歌山県立古座高等学校	"
和歌山県立新宮高等学校	"
和歌山県立新宮商業高等学校	"
和歌山県立みくまの養護学校	"
和歌山県串本警察署	"
和歌山県新宮警察署	"
新宮市医師会准看護学院	"

2 監査の結果

上記の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第9号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成16年12月21日及び22日に実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成17年2月8日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関及び監査実施年月日

監査対象機関名	監査実施年月日
東牟婁振興局県民行政部	平成16年12月21日
東牟婁振興局健康福祉部	"
東牟婁振興局農林水産振興部	"
東牟婁振興局新宮建設部	"
和歌山県立なぎ看護学校	"
東牟婁地方教育事務所	"
東牟婁振興局健康福祉部古座支所	平成16年12月22日
東牟婁振興局串本建設部	"
ふるさと定住センター	"

2 監査の結果

(1) 懸案・改善事項

東牟婁振興局県民行政部

県税の未収金については、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

東牟婁振興局健康福祉部

生活保護費返還金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、不正受給の防止、償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

東牟婁振興局新宮建設部

ア 土木使用料の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き未収金の早期整理に努められたい。

イ 建設部における土木工事業費の繰越額は、前年度に比べ減少しているが、依然として多額の繰越しとなっているため、その縮減に努力されたい。

東牟婁振興局健康福祉部古座支所

ア 母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

イ 知的障害者福祉施設負担金の未収金については、今後とも、未収金の早期整理に努められたい。

ウ 生活保護費返還金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、不正受給の防止、償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

(2) 上記以外の機関においては、事務の執行は、適正であると認められた。

なお、改善を要すると認められた軽微な事項については、その都度注意を行った。

和歌山県監査公表第10号

平成16年11月16日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年2月8日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男
和歌山県監査委員 築 野 富 美
和歌山県監査委員 新 島 雄 雄
和歌山県監査委員 山 下 直 也

1 監査対象機関名 有田振興局

2 監査実施年月日 平成16年10月27日

3 監査の結果

県民行政部

県税の未収金については、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

健康福祉部

(1)母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、新規未償還金の発生防止、貸付時における償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

(2)生活保護費返還金の未収金については、前年度に比べ増加しているため、今後とも、不正受給の防止、償還指導の徹底を図り、債権管理に努められたい。

農林水産振興部

農地課の事業費のうち、平成16年度への繰越額は前年度に比べ減少しているが、依然として高い繰越率となっているため、なお一層、その縮減に取り組まれたい。

建設部

(1)土木使用料の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き未収金の減少に努められたい。

(2)建設部における土木工事業費の繰越額は、前年度に比べ減少しているが、依然として多額の繰越しとなっているため、その縮減に努力されたい。

4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税の収入確保については、早期の納税交渉の開始のほか積極的に財産調査を実施し、滞納処分の強化に取り組む等、滞納額の縮減に努めているが、特に今年度は次の措置を講じた。

①有田地域県税徴収対策本部の設置

平成15年度に引き続き、振興局長を地域本部長とする地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な数値での徴収目標や行動目標を設定し、進行管理を行うための地域県税徴収対策を策定した。

②休日・夜間納税窓口の開設

納税者の利便性の向上を図るため、8月1日、12月19日、5月28日・29日の計4日間の日曜日の9時から17時まで、及び毎月第4木曜日の20時まで納税や納税相談に応じる窓口を開設。

③個人県民税徴収対策

地域県税徴収対策のもと、管内一斉の共同催告をはじめ、各市町とより一層の協力体制の強

化を図り、収入確保に向けた技術的支援等市町の実情に応じた徴収対策を実施。

健康福祉部

(1)母子・寡婦福祉資金貸付金の未償還金の措置状況につきましては、新規未償還金の発生を防止するため、貸付けに際しては厳正な審査を行い、申請者、連帯保証人が同席のうえ面接を実施し、貸付けの趣旨及び連帯債務についても確認を行っております。また、滞納者に対しては、個別訪問や夜間訪問を行い、償還促進に取り組んでおりますが、さらに償還強化月間を定め、一層の償還促進に努めております。今後とも、母子・寡婦福祉資金貸付金につきましては、母子寡婦世帯の実情を考慮しつつ適切な指導を行ってまいります。

(2)生活保護費の未収金の整理につきましては、家庭訪問や追跡指導に努めるなど償還促進に努めているところです。生活困窮等の訴えもあるなかで、引き続き粘り強く納付指導を行い、未収金整理に努めてまいります。

農林水産振興部

繰越額の縮減を図るため、年度当初には事業毎の発注計画を作成し、早期に工事発注が出来るよう、関係機関と連携を密にして積極的に取り組むとともに、工事発注後は進捗状況の把握など、より一層綿密な工程管理に努めております。

建設部

(1)土木使用料の未収金につきましては、電話督促・訪問等により新たな未収金の増加を防ぐよう努めています。

(2)繰越額の縮減を図るため、毎月、事業進行管理会議を開き、各事業箇所の問題点を抽出し、問題解決に向けて建設部一体となって取り組み、工事の早期発注、工程管理の徹底等に努めています。

和歌山県監査公表第11号

平成16年11月16日付け監査報告第17号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成17年2月8日

和歌山県監査委員 垣 平 高 男

和歌山県監査委員 築 野 富 美

和歌山県監査委員 新 島 雄

和歌山県監査委員 山 下 直 也

- 1 監査対象機関名 日高振興局
 2 監査実施年月日 平成16年10月29日
 3 監査の結果

町村とも連携しながら、未登記処理の解消に努めています。

県民行政部

県税の未収金については、前年度に比べ減少しているが、継続的な交渉、資産調査等を行い、滞納者の現況把握に努めるなど、滞納整理の強化を図り、県税の収入確保に一層努力されたい。

農林水産振興部

農地課の事業費のうち、平成16年度への繰越額は前年度に比べ多額になっているので、今後、その縮減に取り組まれたい。

建設部

(1) 土木使用料の未収金については、前年度に比べ減少しているが、今後も引き続き未収金の早期整理に努められたい。

(2) 過年度分の未登記処理については、(社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の活用や、市町村との連携を図り、未処理案件の解消になお一層努力されたい。

- 4 監査の結果に基づき講じた措置

県民行政部

県税の収入確保につきましては、地域県税徴収対策本部を設置し、具体的な徴収目標及び行動目標の設定と進行管理の徹底や自主納税の推進などの徴収対策を策定し、収入未済額の縮減と自主財源の確保に鋭意取り組んでいます。

農林水産振興部

平成15年度から平成16年度への繰越額については、前年度より率で6.6ポイント、金額で約1億円の減となっておりますが、今後とも用地補償交渉や、工事発注に伴う地元調整等については、早期に交渉を開始するなど改善に努力するとともに、各事業毎に地元関係者との連携を図り、工程計画を立て早期発注、進捗状況把握を強化するなど、年度内完成に努めています。

建設部

(1) 土木使用料の未収金については、県営住宅委託管理人と連携をとりながら、滞納者の状況を把握し、訪問等を行い積極的に滞納整理に努めています。

(2) 過年度分の未登記処理については、(社)和歌山県公共嘱託登記土地家屋調査士協会を活用するとともに、関係各課や地籍調査を実施している市